

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 20 日付けで提出された住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成 26 年 7 月 17 日

柏原市監査委員 裏野 榮士
柏原市監査委員 中村 保治

第 1 請求の概要

- 1 請求人 柏原市 番号
中山 雅貴
請求人 柏原市 番地
坊下 明信

- 2 請求書の提出日 平成 26 年 5 月 20 日

- 3 請求の内容

請求人提出の請求書及び資料による請求の要旨及び措置要求は、次のとおりである。（原文のとおり、ただし、監査請求に直接関係がない部分、請求書の事実証明書の添付及び記載等については省略した。）

1 請求の要旨

(1) はじめに

本監査請求の対象事件は、柏原市雁多尾畑地区の山間部（奈良県側）に位置する「第 2 期ごみ最終処分場跡地」に建設された「竜田古道の里山公園」の維持管理費の支出問題について、違法又は不当な行為による公金の支出、財産（土地）の取得、契約（工事請負契約）締結・履行などの疑いがあったとして、平成 24 年 6 月 29 日（柏原市議会第 2 回定例会・本会議最終日）に、「竜田古道の里山公園調査特別委員会」が立ち上げられたことから、その概要が浮かび上がって来たものである。

なお、この「第 2 期最終処分場」跡地（用地）において、平成 21 年度と平成 22 年度の 2 年間に亘る都市計画公園事業（国庫補助金事業）により建設された「竜田古道の里山公園」の維持管理費

については、本来、この用地：ゴミの最終処分場跡地を所有・管理している柏羽藤環境事業組合（柏原市、羽曳野市、藤井寺市の3市が共同出資・運営する事業組合）が、その費用を負担しなければならないものである。

また柏原市はこの竜田古道の里山公園建設の事業を、平成20年2月にゴミ最終処分場跡地の廃止確認が完了した後の平成21年度と平成22年度（当初は平成23年度までの3年間の事業であったが2年間で完成）に、都市計画公園事業として国庫補助金の交付を受け建設に着手したものであるが、この廃止確認の完了及び都市計画公園事業の工事が着手・完成するまでは、ゴミ最終処分場跡地に立ち入り事業を始める必要はなく、当然、用地の整備・維持管理などをする必要も理由もないのに、市（岡本前市長）は市の主導でまったく実態の無いペーパー法人のNPO団体（NPO法人柏原ふる里づくりの会）を立ち上げ、平成19年度から同法人に、跡地の維持管理の事業を委託している。

これらは全てが岡本前市長の独断と無計画な施策によるもので、NPO法人の事業決算も不透明なものばかりで、一方、事業を委託した市側の検査も全く機能しておらず、いまだにその不透明な公金の支出については説明をされないままとなっている。

これらの問題を解明し、その責任の所在を確かめるために議会に立ち上げられた竜田古道の里山公園調査特別委員会は、およそ1年に亘り調査を続けたが、結局、問題を何も解明できないまま委員会を解散させてしまい、いまま柏原市民が負担を負わされたままとなっている。

そして現在では、理由は定かでないが、市と議会が一体となってこの問題に蓋をかぶせようとしている動きもあり、本案件については監査委員による徹底した監査を実施し、前市長や現市長、ほか案件に関わった職員などの違法・不当な財務会計上の行為などについて、その是正や防止、ほか賠償請求などの必要な措置を講じることを求めるものである。

(2) いつ、誰による、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるか

ア 平成18年4月1日（平成18年度）から平成26年度現在及び同年度末までの間の財務会計上の行為（公金の支出）として

平成18年度から平成22年度までの間においては、第2期最終処分場跡地の整備事業として進められた上記都市計画公園事業に係る費用の支出以外の整備事業については、本来、全く必要のない事業であるにもかかわらず、柏原市は、第2期最終処分場跡地整備に係る事務及び用地の維持管理費業務に従事させるとして、嘱託職員を雇用し、必要のない費用の歳出をした。

平成23年度から平成26年度現在までの間、第2期最終処分場跡地に建設をされた「竜田古道の里山公園」に係る事務及び維持管理については、本来、この用地の所有者であるはずの柏羽藤環境事業組合（柏原市、羽曳野市、藤井寺市の3市が共同出資・運営する事業組合）がその費用を負担しなければならないのに、柏原市は単独負担により、竜田古道の里山公園に係る事務及び用地の維持管理費業務に従事させるとして、嘱託職員を雇用し、必要のない費用の歳出をしている。

平成19年度から平成22年度までの間においては、第2期最終処分場跡地の整備事業として進められた上記都市計画公園事業に係る費用の支出以外の整備事業については、本来、全く必要のない事業であるにもかかわらず、柏原市は、実質、市が立ち上げた実態の無い「NPO法人柏原ふる里づくりの会」に、第2期最終処分場跡地の整備事業（H19～H20は竜田古道の里山整備、H21～H22は竜田古道の里山公園整備と称している）を委託して、必要のない費用の歳出をした。

平成 23 年度においては、第 2 期最終処分場跡地に建設された「竜田古道の里山公園」の維持管理費については、本来、この用地を所有し、維持・管理をしているはずの（柏原市、羽曳野市、藤井寺市の 3 市が共同出資・運営する事業組合）がその費用を負担しなければならないのに、柏原市は、実質、市が立ち上げた実態の無い「NPO 法人柏原ふる里づくりの会」に、第 2 期最終処分場跡地の整備事業（竜田古道の里山公園管理事業）を委託して、必要のない費用の歳出をした。

イ 当時の柏原市長（岡本泰明氏）は、平成 22 年 10 月 26 日、地方自治法に定められた議会の議決事項である負担付きの贈与となる案件であるにもかかわらず、議会に諮らず秘密裏の内に、柏原市は柏羽藤環境事業組合と「覚書」を交わし、右組合所有の竜田古道の里山公園用地（土地）を取得するという財務会計上の行為（財産の取得）をした。

(3) その行為又は怠る事実が違法又は不当である理由

ア 上記(2)のアについて

上記(2)のアの「 」について

については柏羽藤環境事業組合が、大阪府宛に第 2 期最終処分場の一般廃棄物最終処分場廃止確認申請をしたのが、平成 19 年 12 月 7 日であり、その廃止確認が終了したのが平成 20 年 2 月である。

また、平成 18 年 10 月 2 日に行われた柏羽藤環境事業組合の 3 管理者会議（管理者は羽曳野市長、副管理者は藤井寺市長と柏原市長）において、廃止確認の後、国庫補助事業による都市計画公園事業として最終処分場跡地を整備することを計画し、その前提として柏羽藤環境事業組合は「平成 18 年度柏羽藤環境事業組合予算書及び説明書」の中で、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間を期間として「第 2 期最終処分場跡地整備事業」を、その限度額を 2 億 8,500 万円として計画を予定している。

のちにこの計画が平成 21 年度と平成 22 年度の 2 年間に亘って実行され、その事業が完成した平成 22 年度（H23.3.31）末までの間は、柏羽藤環境事業組合がその用地を維持管理することはあっても、この間に行われた柏原市単独による第 2 期最終処分場跡地の整備に関する事務や用地の維持管理を含めた事業については全くその必要が無かったものである。

また平成 18 年 4 月 10 日に、環境事業組合管理者（北川：羽曳野市長）と柏原市長（岡本泰明）が交わした「協定書」の内容は、跡地整備をいつから開始するかの時期の記載も無く、当然、この時点では最終処分場跡地の廃止確認も無く、跡地の整備事業などを行うこと自体が不当なものであったことがわかる。

さらには平成 22 年 10 月 26 日には、環境事業組合管理者と柏原市長（岡本泰明）との間で「覚書」が交わされているが、ここで初めて「事業の期間は、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 ヶ年とする。」として、維持管理等に関する経費の負担を、平成 22 年度から遡った平成 18 年度から、環境事業組合の「平成 18 年度予算額及び債務負担行為限度額」の合計額のうち 5,000 万円の範囲内で、環境事業組合は柏原市に負担をするとしている。

これは岡本前市長が無権限の事業を先走って進めてしまったことにより、その違法かつ無効な事業に支出をした公金の正当性を繕うために、この文言の項目をいれたものであり、事業の期間及び公金の支出を 5 年も遡って覚書を交わすこと自体も不自然であり、その有効性は全く無く、平成 18 年度から平成 22 年度にかけての柏原市の右事業は、全てが無計画かつどこにも根拠の無い不当な行為（事業）である。

上記(2)のアの について

平成 23 年度から平成 26 年度現在までの間、第 2 期最終処分場跡地に建設をされた「竜田古道の里山公園」に係る事務及び維持管理については、本来、この用地の所有者であるはずの柏羽藤環境事業組合（柏原市、羽曳野市、藤井寺市の 3 市が共同出資・運営する事業組合）がその費用を負担しなければならないものである。

これを当時の柏原市長である岡本泰明氏が、地方自治法に定められた議会の議決事項である「負担付きの土地の贈与」を議会に諮らず、全くの秘密裏の内に柏羽藤環境事業組合と「覚書」を交わし、第 2 期最終処分場跡地に建設をされた竜田古道の里山公園の用地（土地）を無償で譲り受け、柏原市の単独による公園維持管理の費用を歳出していることは、地方自治法に違反し、この要件（議決が必要）を欠く当該行為は無効である。

またこの公園の維持管理業務を請け負った実態の無い「NPO 法人柏原ふる里づくりの会」の事業成果報告の決算が不透明なものばかりであったことを含めて、議会は平成 23 年度の柏原市決算を全会派一致により不認定とし、平成 24 年度予算についても、竜田古道の里山公園維持管理費については柏羽藤環境事業組合（3 市運営）にその費用を求める付帯決議をしたにもかかわらず、市は平成 24 年度以降も何の対処もせず、いわば議会制度の根幹を揺るがすような不当行為（議会議決の無視）により、柏原市単独の負担を続けて市民にツケを負わせているのである。

よって、違法かつ無効な行為により柏原市が取得した第 2 期最終処分場跡地に建設された竜田古道の里山公園の維持管理費を、柏原市の単独により歳出していることは違法かつ不当な行為である。

上記(2)のアの について

については、平成 19 年 6 月 8 日に「NPO 法人柏原ふる里づくりの会」が立ち上げられているが、この NPO 法人は、当時の岡本市長の思惑の下、同市長が市長直轄の当時市長公室の職員らに、最初から最後まで手続きを含めて、実質、市が立ち上げてもので、その中身は単に書面上の体裁を整えただけであり、法人設立の際の要件となる社員 10 名の中には数名の柏原市職員（市長公室長を含む）が名を連ねている。

これについては当時の岡本市長が、NPO 法人設立の経験があった柏原市議会議員の一人に「NPO 法人のつくり方を教えてくれ」「市役所から 1 円でもお金を出すの大変やけど、NPO 法人やったら出しやすい」と聞いており、明らかに当時の岡本市長の思惑でこの NPO 法人が設立されたことが分かる。

またこの NPO 法人の中で、第 2 期最終処分場跡地の整備などの作業に関わった人物は、岡本市長と当時懇意の関係にあった同法人副理事長の Y 氏 1 名だけであり、あとは市が雇用している嘱託職員やアルバイト職員らを、この副理事長の Y 氏が指揮をしながら作業を進めていたことが、百条委員会での参考人陳述の中に記録されている。

さらにはこの NPO 法人の理事長は M 氏であったが、Y 氏はこの人物に会ったのは、法人設立の時に会ったのが初めてで、この人物を全く知らなかったと陳述をしている。

これらの経過については、平成 24 年 10 月 16 日付の「竜田古道の里山公園調査特別委員会会議録」の 39 頁から 70 頁に中に、そのくだりが記録されている。

このような経緯で設立された NPO 法人柏原ふる里づくりの会は、明らかに「特定非営利活

勤促進法第 44 条第 1 項（罰則は第 77 条）に違反し、偽りその他不正な手段により法人設立の認定を受けたものであり、かつ実態の無い違法団体に事業委託をし、その費用を歳出したことは、違法かつ不当な行為である。

上記(2)のアの について

平成 23 年度においては、第 2 期最終処分場跡地に建設をされた「竜田古道の里山公園」の維持管理費については、本来、この用地を所有し、維持・管理をしているはずの柏羽藤環境事業組合（柏原市、羽曳野市、藤井寺市の 3 市が共同出資・運営する事業組合）がその費用を負担しなければならないのに、柏原市は、実質、市が立ち上げた実態のないペーパー法人「NPO 法人柏原ふる里づくりの会」に、第 2 期最終処分場跡地の整備事業（竜田古道の里山公園管理事業）を委託して、必要のない費用の歳出をしたことは、上記の に記載したとおり、違法かつ不当な行為である。

イ 上記(2)のイについて

上記(2)のイについては、当時の柏原市長（岡本泰明氏）は、平成 22 年 10 月 26 日、地方自治法に定められた議会の議決事項である負担付きの贈与となる案件であるにもかかわらず、議会に諮らず秘密裏の内に、柏羽藤環境事業組合と「覚書」を交わし、右組合所有の竜田古道の里山公園用地（土地）を取得するという財務会計上の行為（財産の取得）をしたものであるが、この行為は下記の理由により、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に違反し無効である。

a 北川羽曳野市長談話（要約）

当時岡本市長は、自身が市長に就任した平成 17 年度当時から、柏羽藤環境事業組合の管理者会議において、第 2 期最終処分場跡地の譲渡を右組合に申し入れていたことが判明している。

b 3 市管理者会議のメモ

平成 18 年 10 月 2 日（月）に開催された「管理者会議」の会議の内容を柏羽藤環境事業組合の事務局がメモにしたものであるが、このメモによれば、3 管理者の内、羽曳野市長と藤井寺市長の 2 者は、第 2 期最終処分場跡地の整備に関して、廃止確認や都市計画決定後に、用地の譲渡を含めた整備事業の決定を出すことを検討・協議するという方針を出している。

うち 1 人、柏原市長の岡本泰明氏だけが、その時点では廃止確認のないことはもちろん、その用地は環境事業組合の所有であり、跡地の維持管理は環境事業組合が行うべきところを、「経緯はともかく、いろいろとあったが、結論（施設整備）を出して欲しい。」などと、権限外の事業取得に突っ走っていることが分かる。

またこの管理者会議では、跡地を国庫補助金事業として整備する場合の財源の確保についても事務局長が、その財源の内訳として「みなし取得費等」の説明をしていることが記録されている。

c 都市計画事業認可の申請

平成 21 年 3 月 19 日、柏原市長は、大阪府知事（当時橋下徹知事）に都市計画公園計画公園事業による竜田古道の里山公園整備計画を申請している。

なおこの申請に際して、用地費の支出金額を 1 億円としている。これがいわゆる「みなし取得費」とされるものである。

ただしこの「みなし取得費」の 1 億円については、国土交通省において、国庫補助金事業による都市計画公園事業の対象金額が総事業費の要件として「2 億 5,000 万円以上」と定められており、その要件を満たすために、この「みなし取得費」の計上をしたことが後に判明

をしている。

このことについては、岡本市長が平成 25 年 3 月の建設産業委員会において、わざわざ委員会を休憩にしてマイクを止めて発言をしていることから、会議録等には記録されていない。

- d 東部大阪都市計画公園事業・竜田古道の里山公園の認可
平成 21 年 3 月 27 日付で、大阪府知事の認可が下りる。
- e 平成 21 年度都市・地域整備局所管補助金交付申請書の提出並びに同補助事業等完了実績報告書
- f 平成 22 年度社会資本整備総合交付金交付申請書の提出並びに同補助事業等完了報告書
- g この経緯、すなわち補助金事業計画の流れから分かるように、第 2 期最終処分場跡地には、平成 18 年当時（正確には平成 14 年 2 月 18 日に柏羽藤環境事業組合と地元雁多尾畑地区との間で、最終処分場跡地には公園等を整備するという約束の「覚書」が交わされている。）から、補助金事業による都市計画公園を建設するという方針があり、現実はその計画に沿って、平成 21 年度から平成 22 年度の 2 年間（当初は計画は平成 23 年度までの 3 年間）に亘って、都市公園計画による竜田古道の里山公園建設の事業が進められ、その用地には、補助金事業による竜田古道の里山公園を建設するという条件(負担付きの土地)がつけられていたものである。

このような経緯による都市計画公園事業の竜田古道の里山公園建設については、平成 19 年 3 月 27 日の大阪府知事による認可決定の後、都市計画公園の計画が具体的に進められ、その事業の真最中である平成 22 年 10 月 26 日に、当時市長の岡本泰明市長が、議会の議決を要する事件である竜田古道の里山公園用地に係る「負担付きの土地の寄附受領（無償譲渡）」を、議会に諮らず、いわば市長の権限外となる行為を秘密裏のうちにに行った行為については、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に違反し、市長の無権限による行為として無効である。

(4) . . . <省略> . . .

(5) それにより、市がどのような損害を被ったか、そして被るか

ア 平成 18 年度から平成 22 年度の間

平成 18 年度

第 2 期最終処分場跡地整備事業（平成 18 年度柏原市決算から）

総額	9,292,771 円
内訳	
嘱託職員（1 人）	2,112,000 円
消耗品費	461,905 円
保険料	248,330 円
第 2 期最終処分場跡地	
整備調査設計委託料	441,000 円
仮設トイレ賃貸料	157,500 円
運搬車借上料	72,500 円
原材料費	1,128,586 円
機械器具費	2,667,000 円
庁用器具費	1,623,950 円
竜田古道里山さくら	

まつり補助金 380,000 円

この平成 18 年度の事業は上記に縷々説明したように、当時、この跡地は柏羽藤環境事業組合が所有・管理しており、また柏羽藤環境事業組合と柏原市は、後に補助金事業による都市公園を建設する方針を出していたことから、その計画が決定するまでは、柏原市が独自にこの事業を進める必要もなく、当然、柏原市にその権限も無かったのであるから、この年度に支出した費用は、当時の岡本市長が、その総額全てを柏原市に損害を与えたものである。また、さくらまつりの補助金は、当然、事業の対象ではないことを補足しておく。

よって、この平成 18 年度の柏原市の損害額は、総額 9,292,771 円である。

平成 19 年度

第 2 期最終処分場跡地整備事業（平成 19 年度柏原市決算から）

総額	15,361,048 円
内訳	
嘱託職員（1 人）	2,112,000 円
光熱水費	13,794 円
保険料	191,890 円
手数料	36,624 円
竜田古道の里山基本構想 基本計画委託料	8,750,000 円
竜田古道の里山公園 整備業務委託料	3,691,000 円
運搬車借上料	144,900 円
原材料費	250,740 円
機械器具費	170,100 円

この平成 19 年度の事業も上記に縷々説明をしたように、当時、この跡地は柏羽藤環境事業組合が所有・管理しており、また柏羽藤環境事業組合と柏原市は、後に補助金事業による都市公園を建設する方針を出していたことから、その計画が決定するまでは、柏原市が独自にこの事業を進める必要も無く、当然、柏原市にその権限も無かったのであるから、この年度に支出した費用は、のちの都市計画公園の建設のための竜田古道の里山基本構想基本計画委託料 8,750,000 円（柏羽藤環境事業組合からの負担金）を除き、当時の岡本市長が、その歳出額 6,611,048 円の損害を柏原市に与えたものである。

よって、この平成 19 年度の柏原市の損害額は、総額 6,611,048 円である。

平成 20 年度

第 2 期最終処分場跡地整備事業（平成 20 年度柏原市決算から）

総額	3,853,861 円
内訳	
嘱託職員（1 人）	2,112,000 円
光熱水費	78,691 円
保険料	163,170 円
第 2 期最終処分場跡地 整備事業	1,500,000 円

この平成 20 年度の事業も上記に縷々説明をしたように、当時、この跡地は柏羽藤環境事

業組合が所有・管理しており、また柏羽藤環境事業組合と柏原市は、後に補助金事業による都市公園を建設する方針を出していたことから、その計画が決定するまでは、柏原市が独自にこの事業を進める必要も無く、当然、柏原市にその権限も無かったのであるから、当時の岡本市長は、この年度の歳出の総額 3,853,861 円の損害を、柏原市に与えたものである。

よって、この平成 20 年度の柏原市の損害金は、総額 3,853,861 円である。

平成 21 年度

第 2 期最終処分場跡地整備事業（平成 21 年度柏原市決算から）

総額	58,890,976 円
内訳	
嘱託職員（1 人）	2,299,200 円
アルバイト賃金	1,427,600 円
燃料費	103,000 円
光熱水費	330,692 円
修繕費（物品）	199,299 円
保険料	114,170 円
手数料	36,999 円
竜田古道の里山公園	
整備業務委託料	8,816,000 円
（小内訳）	
第 2 期最終処分場跡地	
整備事業	2,400,000 円
竜田古道の里山公園の	
設計委託料	6,416,000 円
竜田古道の里山公園	
整備工事委託料	44,890,000 円
維持補修用原材料費	482,916 円
機械器具費	186,900 円
庁用器具費	4,200 円

この平成 21 年度から都市計画公園（竜田古道の里山公園）の建設が始まり、その費用は、国庫補助金と柏羽藤環境事業組合の負担金から支出されており、当時の岡本市長は、竜田古道の里山公園の設計委託料 6,416,000 円と竜田古道の里山公園整備工事委託料 44,890,000 円を差し引いた金額 7,584,976 円の損害を柏原市にあたえたものである。

平成 22 年度

第 2 期最終処分場跡地整備事業（平成 22 年度柏原市決算から）

総額	155,506,738 円
内訳	
嘱託職員（2 人）	4,106,400 円
アルバイト賃金	6,039,600 円
消耗品費	74,362 円
燃料費	217,273 円
光熱水費	138,313 円
修繕費（物品）	261,240 円
保険料	109,390 円
手数料	40,950 円

竜田古道の里山公園	
整備業務委託料	143,850,000 円
(小内訳)	
竜田古道の里山公園整備	
業務委託料	141,850,000 円
第 2 期最終処分場跡地	
整備事業	2,000,000 円
維持補修用原材料費	69,300 円
機械器具費	75,631 円
庁用器具費	524,279 円

前年度の平成 21 年度から平成 22 年度に掛けて都市計画公園(竜田古道の里山公園)の建設が始まり、その費用は、国庫補助金と柏羽藤環境事業組合の負担金から支出されており、当時の岡本市長は、竜田古道の里山公園整備業務委託料 141,850,000 円を差し引いた金額 13,656,738 円の損害を柏原市にあたえたものである。

イ 平成 23 年度から平成 26 年度現在までの損害

平成 23 年度

第 2 期最終処分場跡地整備事業(平成 23 年度柏原市決算から)

総額	21,831,273 円
内訳	
嘱託職員(3人)	6,159,600 円
アルバイト賃金	11,598,900 円
消耗品費	60,675 円
燃料費	165,983 円
光熱水費	763,225 円
修繕費(物品)	136,185 円
通信運搬費	95,240 円
保険料	139,010 円
手数料	45,000 円
合併浄化槽維持管理	
委託料	110,250 円
竜田古道の里山公園	
管理業務委託料	2,400,000 円
原材料費	141,518 円
庁用器具費	15,687 円

この平成 23 年度から都市公園としての「竜田古道の里山公園」として開園をしたわけであるが、本来 3 市で構成をする柏羽藤環境事業組合が、この公園の維持管理の費用を負担すべきところを、当時の岡本市長の無権限により負担付きの用地を無償で譲り受けたことから、以降、柏原市が単独でこの公園の維持管理の費用を支出することになったもので、岡本市長は、この年度の維持管理費の総額 21,831,273 円の金額の損害を、柏原市に与えたものである。

なお、この平成 23 年度の柏原市決算については、このことを理由として議会が全会派一致により不認定としていることから、不当な歳出の行為であったことは明らかである。

平成 24 年度

第2期最終処分場跡地整備事業（平成24年度柏原市決算から）

総額	10,866,779 円
内訳	
嘱託職員（4人）	8,212,800 円
消耗品費	565,201 円
燃料費	170,349 円
光熱水費	747,310 円
修繕費（物品）	68,192 円
通信運搬費	124,150 円
保険料	127,120 円
手数料	76,130 円
合併浄化槽維持管理 委託料	320,250 円
音響設備借上げ料	100,000 円
仮設トイレ借上げ料	45,150 円
原材料費	257,627 円
機械器具費	52,500 円

前年度同様、竜田古道の里山公園維持管理費の総額 10,866,779 円が柏原市の損害の額となる。

この平成24年度までの損害額の総額は73,697,446円である。

平成25年度

平成25年度については、現時点、決算書が公開されていないが、竜田古道の里山公園維持管理費用として予算に掲げられた総額 5,199,000 円を柏原市が損害を負った金額とする。

平成26年度

平成26年度については、現時点、竜田古道の里山公園維持管理費用として予算に掲げられた総額を、柏原市が損害を負った金額とする。

(6) 誰がどのような措置を講ずることを求めるか

上記の事実から、本監査請求対象事件に関して、中野市長に対し、次のとおり勧告を行うよう求め、また、必要な措置を講じることを求めるものである。

ア 平成18年度から平成24年度の間

この間に、本監査請求の対象事件に関わった人物

- 当時柏原市長 岡本泰明
- 当時副市長 辰巳英彦
- 当時副市長 中川喜美治
- 当時市長公室 三浦啓至
- 当時市長公室理事・まちづくり部長
吉田茂治（現在副市長）ほか関係職員
- ほか当時の都市整備部の関係職員

らに対して、違法・不当な公金の支出との関係事実を調査され、その支出に関わった岡本泰明ほか職員らに対しては連帯の責任として、中野市長はこの間の損害額 金 73,697,446 円の賠償命令を、同人らにすること。

その他必要な措置を講じること。

イ 平成 25 年度

この間に、本監査請求の対象事件に関わった人物

- 柏原市長 中野隆司
- 柏原市副市長 吉田茂治
- ほか都市整備部の関係職員

らは連帯して、この年度の損害額 金 5,199,000 円を柏原市に賠償すること。
その他必要な措置を講じること。

ウ 平成 26 年度

この年度における本監査請求対象事件については、

- 柏原市長 中野隆司
- 柏原市副市長 吉田茂治
- 柏原市副市長 馬場正俊
- ほか都市整備部の関係職員

らは、本年度予算の執行をしないこと。
その他必要な措置を講じること。

エ 平成 22 年 10 月 26 日、岡本前市長が議会に諮らず、要件となる議決のないまま柏羽藤環境事業組合との間で「覚書」を交わし、負担付きの土地の譲渡（寄附）を受けたことは地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に違反しており、この市長の無権限による行為は無効である。

この違法・無効の行為により、平成 23 年度以降、竜田古道の里山公園の維持管理費として、上記(5)のイの に記載した損害金が発生しており、さらには将来にわたって未来永劫、この損害金が発生していくことになる。

よって、前市長の違法・無効の行為により交わした「覚書」を白紙に戻すことにより、譲渡（寄附）を受けた土地を環境事業組合に返還する措置を講じること。

2 本監査請求は、柏原市の財務会計上の行為があった日又は終わった日から 1 年経過後に請求をするものであるが、1 年を経過したことの正当な理由は下記のとおりである。

ちなみに正当な理由とは、市民が相当の注意力をもって調査しても客観的にみて知ることができなかったといえること及びその行為を知ってから相当の期間内に監査請求していることなどを言うたされている。

(1) 相当の注意力を持って調査しても客観的に見て知ることができなかった理由

ア 竜田古道の里山公園調査特別委員会の調査は、平成 24 年 6 月議会から平成 25 年 6 月議会までのおよそ 1 年間に亘って行われたが、委員会は何も解決をしないまま解散し、その後は市長も議会も、市民には一切事実を伝えないまま、そしてこの竜田古道の里山公園問題を解決する方法を見い出せないまま、市民に負担を押しつけるという安易な方法や問題に蓋を被せるための「策」を講じるばかりで、案件の責任の所在や真実は、いまだに何も解明されないままとなっている。

負担付きの土地を、前市長の岡本泰明は議会に諮らず、全くの秘密裏の内に、土地所有者の柏羽藤環境事業組合と「覚書」を交わし、無償で譲り受けたが、土地の登記簿謄本は柏羽藤環境事業組合のままとなっており、岡本前市長は任期終了間際の平成 25 年 3 月議会で「無償譲渡をどこで受けましたんや」とか

「そんな話は、もう何遍も何遍も説明しましたように、譲渡するものとする。その裏には『柏原市が必要としたときには』という一つのニュアンスがあるんです。だから、きのうの他会派の答弁でも申しましたように、北川市長と私と話し合いました。柏原市から要求があれば譲渡しますと。要求がなければ譲渡しないということをはっきり北川市長はおっしゃっています。だから確認してください。」とか

「それから、土地を柏原市に寄贈するという事は、それは、その裏に、柏原市が必要とするときにはもらう、必要としないときにはもらわないと。それは北川市長に確認してください。すぐ電話でも確認できますから、決めつけずに、そういう政治的な話をするときには、他市とこういういろんな契約とかそういうことやるときには、お互いの暗黙の了解のもとに、文書は事務局がつくりよるんです。だから、うそやと思うのやったら、まだ名義も変わっていない。きのうも他会派の議員から、あたかも柏原市がもろたように、いつもらいましてんと。柏原市がもろたらいかんということで、だからもうてないじゃないですか。一回、今ちょっと議長、暫時休憩してもうて、北川市長に確認してください。」

などと、あくまでも柏原市は第2期最終処分場跡地の用地は貰っていないと強く主張をしているが、この前岡本市長の答弁は定例会・本会議の度に、その内容がころころ変わっており、議会は結局、岡本前市長の任期中に事実の解明が出来ないままであった。

その後岡本前市長は任期終了後の平成25年6月13日に、百条委員会による証人喚問による出頭を命じられたが、同人はこの証人喚問を、何ら正当な理由もなく出頭を拒否し、案件の真実を語らないままとなっている。

しかし理由は不明であるが、百条委員会はこの証人喚問の不出頭を受け入れ、その後の再喚問もなく、当事者の岡本氏からは何一つ案件の真実を聞き出すことができないまま、一部の議員から百条委員会設置継続による調査の続行の意見があったものの、平成25年7月3日(6月議会最終日)に百条委員会を解散してしまったのである。

当方はこの間、議会や百条委員会が何も解明できていない本案権を調査するため、平成18年度以降の関係資料について、一つひとつ、情報の開示請求により、関係文書の資料を入手していったが、その量は膨大であり、現在も関係文書の開示請求をしていかなければ、本案件の実態を解明することが不可能な状態にある。

またこの案件については議会でも、岡本前市長が退任した後の現中野市政の下で開催される市議会定例会・本会議の場で、一部の議員たちが案件の事実解明や、解決の方法を巡って議論がされているところであり、昨年(平成25年11月議会)及び本年(平成26年)3月議会でも、本監査請求対象事件の最重要なポイントとなる負担付きの土地の無償譲渡の件や、土地の登記の名義変更、都市公園の維持管理費用の歳入等について議員側から質問が挙がり、議論がなされているところである。

平成25年11月議会では、都市整備部長が「私が本年の第2回定例会でご答弁申し上げましたとおり、維持管理費等の諸問題に関して羽曳野市、藤井寺市に対してご理解いただけるよう協議を粘り強く行い、問題が解決するまでは登記はしないものと考えております。」などと、議員の質問に対して答弁をしており、現在もこの問題は解決していないことが分かる。

平成26年3月議会では中野市長が、「前市長が環境事業組合と交わした無償譲渡の覚書は有効と認めざるを得ない」との意見を顧問弁護士から聞いているとして、市の顧問弁護士の見解を答弁しているが、中野市長自身の判断は何も述べておらず、跡地の登記名義人は現在も柏羽藤環境事業組合のままとなっている。

こうして竜田古道の里山公園問題を何も解決しないまま、公園の維持管理を名目に、違法・不当な公金の支出が続いているのである。

イ 柏原市（当時岡本泰明市長）の隠ぺい体質と隠ぺい工作

平成 18 年 4 月 10 日、その 4 年前（H14.2.18）に柏羽藤環境事業組合と地元雁多尾畑地区との「覚書」が存在していたにもかかわらず、前市長の岡本泰明はこの覚書を無視し、地元雁多尾畑地区や柏羽藤環境事業組合議会及び柏原市議会の知らないところで、第 2 期最終処分場跡地の整備に関して、事務を分担する「協定書」を環境事業組合管理者との間で交わし、これを機に、一気に岡本市長ほか当時の市長公室の一部の職員により、竜田古道の里山整備が無計画に進められた。

地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に定められたところの負担付き財産（土地）の譲渡を、議会に諮らず、市長の権限外の違法行為により、第 2 期最終処分場跡地の竜田古道の里山公園用地を、柏羽藤環境事業組合から寄附という形で、秘密裏の内に「覚書」を交わし、譲り受けた。

正当な理由もなく、数千万円単位、1 億円以上の事業を議会の議決もなしに、さらには入札の方法ではなく、単なる「協定書」という形で UR（独立行政法人都市再生機構西日本支社）に業務委託をしている。つまり随意契約により業務の委託をしていることになるが、本来、請負等の契約は一般競争入札の方式を採ることを地方自治法が定めており、柏原市は政令で定める場合（地方自治法施行令第 167 条の 2）に該当しないのに、これも議会に諮らず、実態は随意契約による契約を、「協定書」という名（表現）に置き換え、違法・不当な契約行為をしている。

実際、この「協定書」により工事を請け負った UR（独立行政法人都市再生機構西日本支社）は、請負事業の 100%を下請け会社、下請け会社は孫請け会社に業務を委託していることが判明しており、この協定書による随意契約が不当な行為であったことが分かる。

そして、実質、市長が立ち上げた実態のない NPO 法人に、これも一般競争入札の方法を採ることなく、概算払いによる業務を委託しているが、その事業成果報告は極めて不透明であるのに、あえてその検査もせずに、毎年、どんぶり勘定の業務委託をしている。

竜田古道の里山公園問題の疑惑に蓋を被せることを目的に、同公園の敷地内に新たな施設「自然体験型学習施設」を建設することにより、前市長（岡本泰明）が議会に諮らず負担付きの土地を無償で譲り受けた無権限による行為を正当化し、この新たな施設の建設に併せて、竜田古道の里山公園用地の土地の登記名義を柏原市に変更しようと画策をしている。もしこれが実現されれば、平成 21 年と平成 22 年度に行われた都市計画の公園建設事業で交付を受けた国庫補助金は、偽りの方法により申請していたことになり、これは明らかに「補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律」に違反することになる。

この用地の登記の名義が柏原市に変更されれば、これまで違法・不当に「第 2 期最終処分場跡地整備事業」及び「竜田古道の里山公園整備事業」に支出をしていた公金を正当化し、証拠隠滅並びにこの問題に関連して出てきた数々の疑惑の隠ぺいを謀るおそれがあるが、市はこれらの「策」をその狙いを隠しながら、議会で承認させようとしている。

ウ 柏原市議会の隠ぺい体質

竜田古道の里山公園調査特別委員会会議録を一般公開していない。

竜田古道の里山公園問題を調査した特別調査委員会の会議録については、本来、すみやかに資料コーナー等で一般に公開するべきであるが、議会は、その公開をしていない。当方は、いちいち議会事務局に出向き、該当の会議録を借り出し、閲覧又はコピー等の作業を行わなければならない状況にあり、その隠ぺい体質から調査の時間に相当の手間を取らされる羽目になっている。

竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書(総括の調査報告書)を一般公開していない。
この総括の調査報告書については、平成25年6月議会の最終日(7月3日)に、当時の調査委員会委員長(寺田議員/同年9月の選挙で落選)が調査の概要を報告した際には出来上がっていたはずであるが、一般には公開されないまま、当方の開示要望(数回の口頭による要望と書面による開示請求により初めて、9か月後(平成26年3月10日)により、やっと、内容に一部修正を加えたものを開示したが、現在も資料コーナー等での一般公開はしていない。

なおこの文書の開示が遅れたことに対する当方の書面による確認に、議会(議長)は「会議録はすべて公開されている。」「調査報告書については公開についての規定はない。」「開示請求に対しては他の公務を優先させたため」また、「調査委員会の副委員長の中村議員は当方の開示請求に対し、文書は修正の必要はないとして公開しようとしたが、前議長(乾議員)及び副議長(大坪議員)との協議により、内容に一部修正したものを開示した。」「修正に時間を要したのは当該会議録の確認と他の議員との調整のため」「特段、急迫性を感じず、他の公務を優先したため」などと説明の回答書面を交付してくれたが、この説明からは、いかにも議会の隠ぺい体質しか感じられず、到底、納得できるものではない。

上記原本に一部修正を加えて開示をした「竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書」に対し、当方は再度、その原本なるものの開示を請求したが、平成26年4月17日に交付してくれた文書は、「竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書(案)」と題する文書であり、内容に修正を加えた前の文書、すなわち原本となる文書をいまだに開示しないている。

この件について議会事務局の職員は、「原本の文書は、(案)の付いた文書となる。」と説明をしているが、原文となる元の報告書が(案)文であるはずはなく、当方は再度、調査報告書の原本の開示を請求する手続きを進める予定であるが、職員らの説明からは、ひょっとしたら原本なる文書は存在せず、当方がこの該文書の開示請求をして初めて、あわてて書面の内容をまとめたとも受け取れる。

このような状況にある中、ようやく平成26年4月17日に、本監査請求対象事件に関する最終的な総括の調査報告書(案)を入手できたのであるが、この案件については、まさに岡本市政の2期8年間から現在の中野市政に至るまで、議会に対してはもちろん、市民の側にもまったく丁寧な説明もなく、新たな疑惑隠しの「策」を進めるなど、まだまだ隠ぺいされている事実があると推察されるものの、これまでの市や議会の対応を見る限り、このまま最終的に案件の真実(事実)を市民の側に公開する可能性は低く、現時点での証拠資料等に基づき監査請求を行うものであるが、これらのことをもって市民が相当の注意力をんもって調査しても、客観的にみて本監査請求の対象となる事件の内容を知ることができなかった理由とするものである。

(2) その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること

ア 平成24年6月議会から平成25年6月議会までのおよそ1年間に亘った議会(竜田古道の里山公園調査特別委員会)の調査では上記に縷々説明をしたように、その事実の解明がされないまま調査委員会は解散されてしまったわけであるが、その後、当方が監査請求を行うために最も重要となる証拠資料(事実証明書)すなわち「竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書」の開示を求めてもその開示を遅らせたり、その後、一部修正を加えたものが開示したり、またその「原本」の開示を隠ぺいするなどして、結局、調査報告書の(案)なる文書を開示・交付したのが、平成26年4月17日である。

平成25年10月以降、数回にわたり口頭で核文書の開示を求めたが、一般公開されなかった。

平成 26 年 1 月 8 日、文書通知により、核文書の開示を求めたが、開示をしなかった。

平成 26 年 2 月 21 日、当方はやむを得ず、本来、一般公開をされるべき対象の文書に対し、「行政文書開示請求書」を提出した。

平成 26 年 3 月 10 日、上記開示請求に対し、議会はやっと、内容に一部修正を加えたので時間を要したなどと説明をし、「竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書」と題する文書を開示したが、その調査報告書の作成の日付は、平成 25 年 7 月 3 日となっており、このことは調査委員会が解散をした平成 25 年 7 月議会の最終日（7 月 3 日）と同じ日付であり、何故このおよそ 9 か月も前に出来上がっていた調査報告書が、当方の何回にもわたる開示の要望・請求に対し、その開示をしなかったのかなど、その内容の真実性に疑問が生じるものである。

平成 26 年 3 月 14 日、当方は上記疑問に対し、文書の開示が遅れた理由や当時の議長、副議長の対応、現在の議長、副議長の対応、当時の調査委員会の副委員長長の対応を確かめるため、説明要望のための書面を提出した。

平成 26 年 3 月 20 日、上記説明要望の署名に対し「回答」の書面を交付してくれたが、その内容は「調査報告書の開示の規定は無い」とか「他の業務に追われていた」「急迫性を感じなかった」とか。「内容に修正を加えたので時間を要した」などと、とんでもない内容であった。この情報開示に対する意識の無さと、その隠ぺい体質には言葉が無いほどの議会の対応であった。

平成 26 年 4 月 2 日、当方は上記議会の対応に対し、修正前の調査報告書の開示請求をした。

平成 26 年 4 月 17 日、議会は上記開示請求に対し、修正前の文書を開示・交付をしてくれたが、その文書は核文書の原本ではなく、「竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書（案）」と題するもので、当方が求める原本の文書ではなかった。

なお、この間の議会事務局の説明では、原本となる文書は（案）の添え書きが付いた文書しかないと言頭での説明を受けているが、その真相は現時点では不明である。

イ 本監査請求の対象事件については、竜田古道の里山公園調査特別委員会が事実を解明しないまま解散をし、その後、この事件の解決を図るとしていた現市長も何らその解決策を取らず、また議会もその後の解決策を積極的に議論することもなく、この問題は、現在、何も解決が無いままとなっている。

ウ さらに、この案件で出て来た数々の不透明な公金の支出問題や、負担付きの土地（公園用地）を前市長が議会に諮らず譲り受けた事実などに蓋を被せようと、今度はその用地に、柏原市独自の新たな施設「自然体験型学習施設」を建設し、それに併せて用地（土地）の登録名義を、柏羽藤環境事業組合から柏原市に名義変更をしようと画策している。

エ この「自然体験型学習施設」の建設設計については、まだ補助金申請もしておらず、大阪府の決定もないのに、中野市長は「昨年 12 月に補助金交付の申請をし、今年 3 月に補助金決定の内諾を得た。」などと虚偽の答弁までしているのである。

オ またこの一連の問題については平成 26 年 3 月議会において、中野市長が第 2 期最終処分場跡地に建設をされた竜田古道の里山公園の用地について、前市長が議会に諮らず覚書を交わし用地（土地）の譲り受けをしたことの法的な見解を答弁しているが、その内容は「覚書の有効性」を

市の顧問弁護士の見解として「有効と認めざるを得ない。」と答弁したにとどまり、いまだにこの問題は何も解決がしないまま、市長の判断も下されないまま、諸々の問題に蓋を被せるために強引に市の所有にしようと、土地の名義変更のための画策をしている状況にある。

これらの状況や事情を踏まえれば、本監査請求の対象事件の調査結果を最終的にまとめた総括の報告書となる「竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書」及び「竜田古道の里山公園調査特別委員会調査報告書（案）」の開示・交付を最終的に受けたのが、平成 26 年 4 月 17 日であり、当方はこれまで調査をした証拠資料及び関係の資料などと右「調査報告書」に書かれた事実との突き合わせ・確認等の検証により、本監査請求をするものであるが、岡本前市長の 2 期 8 年に亘った一連の市政運営はまさに独裁・隠ぺい体質そのもので、本監査請求事件の対象となる行為は全てと言っていいほどデタラメかつ悪質であったことから、その解明は困難を極めた。

議会が立ち上げた特別調査委員会もおよそ 1 年間をかけて調査をしたが、結局、案件の解明も解決もできずに調査を投げ出した格好となっており、これまでの最終的な総括の調査結果の報告書を議会が開示した後、およそ 1 ヶ月の期間をもって監査請求をするものであり、いまだ事実は解明されていないものの、本案件の全般的な概要及び断片的な事実を知ってから相当の期間内に監査請求したとするものである。

なお、今後、上記の説明の中で挙げた、本監査請求の対象事件の違法・不当性を隠すための新たな施設「自然体験型学習施設」を建設するために、該用地の登記の名義を柏原市に変更した時点（土地を柏原市の所有とした時点）をもって、負担付きの土地譲り受けの行為を実現したとする考え方もあるが、いずれにしても本監査請求の対象となる事件は、そのほとんどが違法・無効に成されたものであり、その行為が正当化されるものではないと判断し、現時点での監査の請求をするものである。

4 請求の受理

平成 26 年 5 月 26 日、本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、監査委員合議により受理を決定した。

なお、本件請求は 1 年を経過しているものが含まれているが、これについて本件請求書に「2 本監査請求は、柏原市の財務会計上の行為があった日又は終わった日から 1 年経過後に請求するものであるが、1 年を経過したことの正当な理由は下記のとおりである。」として記載されている。

第 2 監査の実施

本件請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部課

本件監査対象部課は、都市整備部公園緑地課である。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 6 月 4 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 関係職員等の調査

監査にあたって、都市整備部公園緑地課を対象として、事前に資料の提出を求めた。また、平

成 26 年 6 月 4 日に同部課の関係職員から事情聴取を行った。

市の主張は次のとおりである。

平成 18 年度より柏原市単独で、植栽などの軽微な整備等を行っているが、組合議会でも確認された、「柏原市の都市計画公園として、自然に返そうとする公園整備」の趣旨に沿って行われており、不当ではない。

柏原市の都市計画公園であるため、維持管理費用を柏原市が負担することは適法であり、平成 22 年に締結された覚書において、当該公園を柏原市に譲渡すること、また維持管理を柏原市が行うことが決定されている。

本件の譲渡は用途を指定した指定寄附で、地方自治法の規定による議会の議決を要する負担付きの寄附に該当せず、また用地の返還は行わない。

第 3 監査の結果

監査委員は、合議の結果、本件請求書記載の各事項について下記のとおり判断した。

1 地方自治法第 242 条第 2 項に係る判断

住民監査請求の対象となる行為は、地方自治法第 242 条第 2 項において、「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。この正当な理由について請求人は、「2 本監査請求は、柏原市の財務会計上の行為があった日又は終わった日から 1 年経過後に請求するものであるが、1 年を経過したことの正当な理由は下記のとおりである。」としてその理由を記載している。

(1) 請求人が記載した理由

相当の注意力を持って調査しても客観的に見て知ることができなかった理由

請求人は、竜田古道の里山公園調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）の調査は、平成 24 年 6 月から平成 25 年 6 月までのおよそ 1 年間に亘って行われたが、特別委員会は何も解決せず、案件の責任の所在地や真実はいまだに何も解明されていないとし、また、前市長は、第 2 期ごみ最終処分場跡地（以下「処分場跡地」という。）の無償譲渡（負担付きの寄附）について、全くの秘密裏の内に柏羽藤環境事業組合と「覚書」を交わし、無償で譲り受けたが、土地登記簿上の所有者は柏羽藤環境事業組合のままとなっていると主張している。

更に本件請求書記載の案件については、平成 25 年第 4 回市議会及び平成 26 年第 1 回市議会においても質問され、今も議論がなされているところであると主張している。

また、正当な理由もなく、1 億円以上の事業を議会の議決も無しに、単なる「協定書」という形で UR（独立行政法人都市再生機構西日本支社）に業務委託を行い、NPO 法人に一般競争入札の方法を採ることなく業務委託している。更に処分場跡地について登録名義を柏原市に変更することにより、これまでの支出を正当化し、証拠隠滅並びにこの問題に関連して出てきた数々の疑惑の隠ぺいを謀るなど、柏原市の隠ぺい体質が見て取れると主張している。

次に柏原市議会においても、特別委員会の会議録や調査報告書を一般公開しておらず、会議録については、その都度借り出し、調査報告書においても請求人の開示要望により、平成 26 年 3 月 10 日によろやく内容に一部修正を加えたものが開示されたとし、開示が遅れた理由についても納得がいく説明が無く、議会の隠ぺい体質しか感じられないと主張している。

そして、これらのことをもって市民が相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて本監査請求の対象となる事件の内容を知ることができなかった理由としている。

その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること

特別委員会の調査報告書について、平成 25 年 10 月以降、数回にわたる口頭での開示を求めたが一般公開されず、平成 26 年 2 月 21 日に「行政文書開示請求書」を提出、同年 3 月 10 日に内容に一部修正を加えたものが開示された。同年 4 月 6 日に修正前の調査報告書の開示を請求し、最終的に特別委員会報告書（案）なる文書を開示したのが、同年 4 月 17 日である。その後、およそ 1 ヶ月の期間で、請求人がそれまでに調査をした証拠資料及び関係の資料などと、この報告書に書かれた事実との突き合わせ・確認等の検証により監査請求するものであり、本案件の全般的な概要及び断片的な事実を知ってから相当の期間内に監査請求をしていると主張している。

(2) 監査委員の判断

監査請求期間の計算方法

公金の支出に関する監査請求に関して「当該行為のあった日又は終わった日」については、支出負担行為、支出命令及び支出の各行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるので、監査請求期間は、それぞれの行為があった日から各別に計算すべきものである（平成 14.7.16 最高裁判決）とされている。

平成 18 年度から平成 24 年度のそれぞれの支出負担行為、支出命令及び支出については、各年度で決算が完結している。したがって、平成 18 年度から平成 24 年度までの各行為は、いずれも 1 年を経過している。

正当な理由について

正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査をすれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（平成 14.9.12 最高裁判決）とされている。

また、当該行為がきわめて秘密裏に行われ 1 年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過したような場合で、1 年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合のみ、同項但書にいう「正当な理由のあるとき」に該当するものと解すべきである（昭和 56.9.30 広島地裁判決）と判示されている。

更に、地方自治法第 242 条第 2 項所定の「正当な理由」の有無の判断に関して、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた時とは、監査請求をしようとする者が、住民として求められる相当の注意力をもってすれば、認識し得た事実及び自ら認識し得た事実に基づき、監査請求の対象となる当該行為等を何らかの指標を持って他の事項から区別し特定して認識し、何らかの事実に基づきその違法理由を特定して疑惑を提示することができる程度に至った時を指すというべきである（平成 18.2.27 仙台高裁判決）とされている。

また、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではない（平成 16.11.25 最高裁判決、平成 16.12.7 最高裁判決）としている。

これを本件請求にあてはめてみると、請求人は「1 請求の要旨 (1) はじめに」の中で、「平成 24 年 6 月 29 日（柏原市議会第 2 回定例会・本会議最終日）に、「竜田古道の里山公園調査特別委員会」が立ちあげられたことから、その概要が浮かび上がって来たものである。」と記している。

事実、平成 24 年第 2 回柏原市議会定例会（以下「定例会」という。）において平成 24 年 6 月 18 日に、本件請求の要因の一つとも言うべき「負担付きの寄附」（平成 22 年の覚書による処分場跡地の無償譲渡）について、寺田悦久市議会議員が言及するなど、数名の市議会議員が竜田古道の里山公園関係の質疑を行っており、定例会最終日（平成 24 年 6 月 29 日）に「竜田古道の里山公園についての調査に関する動議（平成 26 年 6 月 26 日付）」についてを議題とされ、大坪教孝市議会議員から「柏原市、羽曳野市、藤井寺市、3 市のごみの最終処分場跡地について、平成 14 年 2 月 18 日に 3 市の環境事業組合とその処分場の所在地であります柏原市雁多尾畑地区との間で、環境事業組合が処分場跡地を公園として整備する覚書が取り交わされていました。

しかし、平成 22 年 10 月 26 日に 3 市の環境事業組合と柏原市との間で、維持管理費は柏原市が行う、当該用地を柏原市に譲渡するという内容の覚書が交わされておりました。3 市の環境事業組合の責務が柏原市へと移ったことなどに大変大きな疑念を抱くものであり、その解明をするため、議会として調査権を発動できる百条委員会を設置し、その事務調査をお願いするものであります。」と特別委員会設置理由等の説明がなされ、特別委員会の設置が可決されたものである。

特別委員会は、平成 24 年 7 月 11 日から平成 25 年 6 月 25 日までの間に、全て公開で 15 回開催（別表 1 参照）され、その概要は直近の定例会において逐次報告（別表 2 参照）され、また議事録も議会事務局により作成され「情報コーナー」「市立図書館」で随時公開されていた。

さて、本請求の対象となる行為と違法理由を整理すると下表のとおりである。

対象となる行為	違法又は無効の理由
最終処分地整備事業に係る事務及び維持管理費用の支出 (平成 18 年度～平成 22 年度)	最終処分地は柏羽藤環境事業組合が所有・管理しており、柏原市が独自にこの事業を進める必要が無く、当然、柏原市にその権限も無い
「竜田古道の里山公園」に係る事務及び維持管理費用の支出 (平成 23 年度～現在)	柏羽藤環境事業組合との「覚書」は「負担付きの寄附」であるが、議会に諮っておらず無効であるため、柏原市が単独で公園維持管理の費用を歳出していることは違法かつ不当行為である

これらは、平成 24 年第 2 回定例会(平成 24 年 6 月 5 日～同年 6 月 29 日)における質疑や、特別委員会(平成 24 年 7 月 11 日～平成 25 年 6 月 25 日)での参考人事情聴取や協議内容等で判断できるものとする。(下表参照)

【最終処分地の所有・管理等について】

会議名・開催日等	概 略(本監査請求に関する発言等)
第 3 回 竜田古道の里山公園調査特別委員会 平成 24 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 5 年 11 月 10 日の環境事業組合全員協議会で「3 市の処分場であるから、管理は 3 市でしばらくしていただく」と議事録にある。 平成 14 年の覚書(環境事業組合と雁多尾畑地区)では、環境事業組合が最終処分地を運動公園等として整備するとしている。 当時、公園整備も環境事業組合の事業であり、整備費は所有者の環境事業組合で負担するべきと認識していたが、国の補助金を貰うため、公園の設計・施工は柏原市にお願いしたいと考えていた。
第 4 回 竜田古道の里山公園調査特別委員会 平成 24 年 8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年当時、維持管理について、こみ処分場としての廃止確認が出るまでは、環境事業組合が廃止確認ができてから柏原市と考えられていた。 維持管理費について環境事業組合では、平成 22 年の覚書により、平成 18 年から平成 22 年の 5 年間は環境事業組合が、無償譲渡後の平成 23 年以後は柏原市の単独負担と考えている。 環境事業組合は、平成 22 年の覚書により、土地は柏原市に譲渡されたと理解している。
第 9 回 竜田古道の里山公園調査特別委員会 平成 25 年 2 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> 環境事業組合管理者 北川羽曳野市長の談話として「無償譲渡等の申し入れがなければ、環境事業組合の事業として公園整備を行い、維持管理するつもりだった。」と紹介された。

【負担付きの寄附について】

会議名・開催日等	概 略（本監査請求に関する発言等）
平成 24 年第 2 回柏原市議会定例会 平成 24 年 6 月 18 日 寺田悦久市議会議員質疑	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年の覚書（最終処分地の無償譲渡）について、「地方自治法 96 条の 9、負担付きの寄附または贈与を受けることは議会の議決を必要としている、＜中略＞ 環境組合の約束をそのまま引き継ぎ、これ、もしくは履行されないとき、この約束の不履行が生じるとき、まさしく自治法 96 条の 9 に該当する議決を必要とする解釈、＜中略＞ そういうことから考えると議会の議決が必要な案件である」
第 8 回 竜田古道の里山公園調査特別委員会 平成 24 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 10 月 26 日土地譲渡の覚書が締結され、環境事業組合で手続きがなされた後、翌月に譲渡に必要な書類が柏原市に手渡され、受理されている。

【維持管理費等について】

会議名・開催日等	概 略（本監査請求に関する発言等）
第 5 回 竜田古道の里山公園調査特別委員会 平成 24 年 9 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 6 月 19 日に公園の維持管理をするため、NPO 法人ふる里づくりの会と随意契約した、同様の契約は、23 年まで毎年交わしていた。 最終処分地整備にかかる事務及び用地の維持管理のために、平成 18 年度から 20 年度は嘱託職員 1 名、21 年度は嘱託職員が 2 名、アルバイト職員 1 名、8 月から 12 月まで緊急雇用のアルバイト 5 名、平成 22 年度からは嘱託職員が 2 名、アルバイト職員が 4 名、緊急雇用のアルバイトが 3 名任用されている。 公園完成後の平成 23 年度からは、公園に係る事務及び維持管理のため、嘱託職員 3 名、アルバイト職員 8 名、緊急雇用のアルバイト 2 名が任用されている。
第 6 回 竜田古道の里山公園調査特別委員会 平成 24 年 9 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> NPO 法人に維持管理委託料として平成 19 年当初 369 万円、平成 20 年 150 万円、平成 21 年 200 万円、平成 22 年 200 万円支払っている。
第 14 回 竜田古道の里山公園調査特別委員会 平成 25 年 6 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 10 月、岡本前柏原市長が、柏原市には NPO 法人があり、その団体にこの土地の整備を行わせたい、公園維持管理費について先行してもらいたいと主張した。これに対し、北川市長は、維持管理費は公園整備後お渡しする旨の意見を述べられた。

各概略の内容は、複数の特別委員会で述べられているものがあり、代表的なものを掲載した。

特別委員会が終了した時点において、「最終処分地整備事業に係る事務及び維持管理費用の支出」及び「竜田古道の里山公園に係る事務及び維持管理費用の支出」を対象となる当該行為と特定して認識し、「竜田古道の里山公園調査特別委員会」において調査され明らかとなった各項目（最終処分地の所有者、公園完成までの維持管理費の負担、土地の無償譲渡、公園完成後の維持管理費負担等）に基づき、その違法理由を「市の所有で無い土地等への維持管理費の支出、及び負担付き寄附（土地の無償譲渡）を議会に諮っていない」と特定し、各年度の決算書、議会の議事録、特別委員会の議事録等を持って、疑惑を提示することが可能であり、本監査請求をすることができたと考えられる。したがって、特別委員会終了後約 11 ヶ月を過ぎてなされた平成 18 年度から平成 24 年度までの請求には、正当な理由がなく不適法であると判断する。

2 竜田古道の里山公園に係る維持管理費について

(1) 請求人の主張

平成 25 年度に支出した当該維持管理費及び平成 26 年度支出予定の当該維持管理費について、請求人は「当時の柏原市長である岡本泰明氏が、地方自治法に定められた議会の議決事項である「負担付きの土地の贈与」を議会に諮らず、全くの秘密裏の内に柏羽藤環境事業組合と「覚書」を交わし、第 2 期最終処分場跡地に建設をされた竜田古道の里山公園の用地（土地）を無償で譲り受け、柏原市の単独による公園維持管理の費用を歳出していることは、地方自治法に違反し、この要件（議決が必要）を欠く当該行為は無効である。」として「第 2 期最終処分場跡地に建設をされた「竜田古道の里山公園」に係る事務及び維持管理については、本来、この用地の所有者であるはずの柏羽藤環境事業組合（柏原市、羽曳野市、藤井寺市の 3 市が共同出資・運営する事業組合）がその費用を負担しなければならないものである。」と主張している。

(2) 監査委員の判断

請求人は処分場跡地の寄附は、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に定める「負担付きの寄附」で議会の議決が必要であるが、議会に諮ることなく寄附を受けたことは無効であり、この土地の所有者は今も柏羽藤環境事業組合であるとして、この維持管理費は土地所有者である柏羽藤環境事業組合が負担すべきものとしている。したがって、この寄附（無償譲渡）が地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に定める「負担付きの寄附」であるか否かにより、本請求に理由があるのか判断すべきと考える。

「負担付きの寄附」については、逐条解説によると「寄附又は贈与を受ける際に、反対給付の意味において、普通地方公共団体の負担を伴う一定の条件が附され、その条件に基づく義務を履行しない場合は、当該寄附又は贈与が解除されるようなものをいう。単に用途を指定した指定寄附のごときものは含まないと解される。」としており、また「寄附を受け入れる際に何らかの条件が附され、この条件を団体が履行しないときは、その寄附又は贈与の契約が解除され、返還義務を生じるようなものをいうのであるから、たとえば、土地建物の寄附を受けるについて、今後これらの維持管理費が相当必要であり、これらの負担が団体にかかることが予想されるような場合等も、負担附寄附ではない」（行実 昭 25.6.8）「地方公共団体が法的義務を負い、その義務

の不履行の場合において、当該寄附が解除されるその寄附の効果に影響を与えるような条件が付されていること」(行実 昭 41.2.2) 等がある。

処分場跡地の寄附(無償譲渡)については、平成 22 年 4 月 10 日に柏羽藤環境事業組合管理者と柏原市長とで交わされた「覚書」によるものであり、内容は次のとおりである。

1. 事業内容及び期間

(1)事業は、乙(柏原市)が補助事業として実施するものとする。

(2)事業の期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ヶ年とする。

2. 維持管理及び経費の負担

(1)維持管理は、基本的に乙が行うものとする。

ただし、排水処理設備の維持管理及び埋立廃棄物に起因する諸問題については、甲(柏羽藤環境事業組合)が責任をもって対応する。

(2)維持管理等に要する経費負担として、18 年度予算額及び債務負担行為限度額の合計額のうち、50,000 千円の範囲内で甲は、乙に負担するものとする。

3. 財産譲渡

(1)甲は、当該用地を乙に譲渡するものとする。

尚、当該用地の区域、面積及び公園内道路の使用については、別紙によって定めるものとする。

4. この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

環境事業組合はこの覚書による寄附については、条件を履行しないときに解除され、又は返還義務が生じるような、効果に影響を与えるような条件は付されていない。

したがって、この覚書による寄附(無償譲渡)は、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に定める「負担付きの寄附」でないと解する。また、この覚書に基づき柏羽藤環境事業組合において、平成 22 年 11 月 22 日に処分場跡地を柏原市に寄附する旨の決裁がなされ、「寄付申出書」が柏原市で受理されており、寄附の収受に違法性はないと判断する。

また、処分場跡地については公園として整備して欲しいという地元の要望を受け、平成 14 年 2 月 18 日に柏羽藤環境事業組合と地元地区で覚書が交わされており、公園整備においては負担を減らすため、国の補助事業で施行したいという柏羽藤環境事業組合の意向から、平成 18 年 4 月 10 日に柏羽藤環境事業組合と協定書を締結し、市の方針として当該公園を都市計画公園と位置づけ、市都市計画審議会、市議会で審議され、平成 20 年 7 月 9 日に「竜田古道の里山公園」として都市計画決定がなされ、都市公園として整備され、寄附(無償譲渡)されたものである。

この都市公園の管理については、都市公園法(昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号)第 2 条の 3 の規定により地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が行うとされ、同法第 12 条の 2 で都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の負担とするとされている。また、竜田古道の里山公園に係る維持管理費は、平成 25 年第 2 回定例会において補正予算として可決されており、維持管理費の支出に違法性はなく、措置請求に理由はない

ものと判断する。

3 「覚書」を白紙に戻し、土地を柏羽藤環境事業組合に返還することについて

請求人は、「平成 22 年 10 月 26 日、岡本前市長が議会に諮らず、要件となる議決のないまま柏羽藤環境事業組合との間で「覚書」を交わし、負担付きの土地の譲渡（寄附）を受けたことは地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に違反しており、この市長の無権限による行為は無効である。」とし「前市長の違法・無効の行為により交わした「覚書」を白紙に戻すことにより、譲渡（寄附）を受けた土地を環境事業組合に返還する措置を講じること。」という措置を求めているが、上記 2 の(2)で判断したとおり、この寄附（無償譲渡）は、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に定める「負担付きの寄附」でないと解するため、措置請求に理由はないものと判断する。

上記のとおり、本件請求の内、平成 18 年度から平成 24 年度にかかる措置要求については請求要件を欠くものとして却下し、他については措置の必要を認める理由がないものとして棄却する。

第 4 意見

行政の透明性が重要性を増している昨今、今回の寄附のような議会に諮る必要が無い案件であっても、その維持管理費などが市民の負担となる場合等は、その経過やメリット、デメリットを市民や議会に説明すべきと考えます。今後は、このような疑念を抱かれることのないよう更なる開かれた行政を望みます。

また、今回の監査請求の中で、特別委員会の調査報告書について、隠蔽していると疑念を抱いているとし、その理由の一つに、報告書の公開がないため、平成 26 年 2 月 21 日に開示請求を行い、特別委員会終了 9 ヶ月後の平成 26 年 3 月 10 日ようやく開示されたものであると記載している。また、その報告書の日付が平成 25 年 7 月 3 日となっていることから、このような疑念を抱かれるのは必然と考えられます。

言うまでもなく議会は市民を代表し市長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を行う機関となることが求められており、そのため開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図り、市民の意見を正しくくみ取る必要があります。

市民への情報提供と情報の共有化については、常に努力されているところと推察しますが、その手段や情報提供までの時短等、更なる努力を望みます。

別紙 1

委員会開催日と市議会定例会への報告日

回数	開催日	内 容	定例会報告日
1	平成 24.7.11	提出依頼資料の決定	平成 24.9.8
2	平成 24.8.1	追加資料提出依頼及び参考人出席要求の決定	
3	平成 24.8.27	参考人事情聴取（環境事業組合元事務局長等）	
4	平成 24.8.29	参考人事情聴取（環境事業組合元事務局長等）	
5	平成 24.9.21	参考人事情聴取（柏原市嘱託職員）	平成 24.10.2
6	平成 24.10.16	参考人事情聴取（柏原市嘱託職員）	平成 24.11.26
7	平成 24.10.18	委員協議	
8	平成 24.12.18	委員協議	平成 24.12.21
9	平成 25.2.12	委員協議	平成 25.2.19
10	平成 25.2.26	参考人事情聴取（柏原市嘱託職員等）	平成 25.3.8
11	平成 25.5.7	委員協議	平成 25.6.3
12	平成 25.5.20	委員協議	
13	平成 25.5.29	委員協議	
14	平成 25.6.13	委員協議 参考人事情聴取（副市長）	平成 25.7.3
15	平成 25.6.25	委員協議	

柏原市議会定例会における特別委員会報告（抜粋）

特別委員会報告（平成 24 年 9 月 8 日柏原市定例会 寺田悦久市議会議員）抜粋

第 2 期最終処分場跡地については地元地区の意向を酌み公園等に整備していくことは、平成 14 年の覚書のとおり柏羽藤環境事業組合の責務であると事務局長経験者等である各参考人は一貫して理解していたこと、しかし、平成 18 年に開催された 3 市長による管理者会の意向に基づき平成 22 年の覚書が作成され、当該用地を柏羽藤環境事業組合から柏原市へ無償譲渡されることにより、当該事務組合は、当該用地は柏原市の所有と認識し、跡地整備事業終了後の平成 23 年度以降の維持管理費は柏原市が単独で負担するものと認識していることがわかりましたが、百条委員会ではそういった理由はないものというふうに思っております。

また、柏原市への移譲において、都市公園としての維持管理費等の負担についても、当該事業組合から柏原市へ移る理解であるため、本来は「負担つき寄附」と考慮されてもよいところ、そのような認識はなく、結果、議決を要しない「単なる寄附」としたことで、当該用地の登記が柏原市に移っていないのは柏原市の事務手続がおこなわれているためではないかと当該事業組合では認識していることなどの見解が示されました。

以上により、当該事務組合は、竜田古道の里山公園維持管理費について現時点では覚書を理由に負担しない意向であると。これにより、第 1 回定例会の平成 24 年度柏原市一般会計予算において相当額の出資を当該事業組合に求める附帯決議は、覚書の効力が失われぬ限り実行されないことが判明いたしました。

特別委員会報告（平成 24 年 10 月 2 日柏原市定例会 寺田悦久市議会議員）抜粋

環境事業組合が負担する維持管理等に要する経費は、覚書のとおり平成 22 年度までの 5,000 万円であり、平成 23 年度以降は負担することはできないと交渉において回答を受けたとお聞きいたしました。このことは、環境事業組合側の参考人意見ともほぼ同様と理解されます。

また、当該用地の柏原市への譲渡についても、3 市長による管理者会内部の合意事項であることが再度確認できました。

次に、参考人は、当該法人の設立認証の時期を大阪府に確認しており、平成 19 年 6 月 8 日の認証を待ってから、同月 11 日に随意契約による委託契約を参考人の上司の指示により決定していたことが明らかにされました。そのことから、NPO 法人柏原ふるさとづくりの会の設立登記以前から、この法人と委託契約をすることが決定されていたことが確認できました。

また、平成 19 年度の委託料は、NPO 法人から提出された見積書をチェックし、369 万 1,000 円と算出したとのことでありますが、竜田古道の里山整備業務に直接かかわらない事務所に係る経費が多額であることが確認されました。

< 中略 >

次に、当該跡地及び公園の整備において、NPO法人への委託料とは別に、嘱託職員、アルバイト職員を配置し、平成18年度1名であったのが、平成21年度8名、平成22年度9名、平成23年度13名と増員されており、その間のこれらの人件費は約3,700万円に上っております。この額は、土地譲渡の約束のかわりに環境事業組合からいただいた5,000万円のおお半に当たりますが、当該整備目的で採用されたアルバイト職員等が亀の瀬地区、サンヒル柏原等の場所において、ローテーションを組んで作業していたことが確認されました。

特別委員会報告（平成24年11月26日柏原市定例会 寺田悦久市議会議員）抜粋

これまでの調査から、平成18年10月2日の柏羽藤環境事業組合管理者会において、岡本市長の申し入れにより、第2期最終処分場跡地7万平方メートルのうち約4万平方メートルを柏原市に無償譲渡する旨が合意され、平成22年10月26日に覚書が交わされたことがわかっております。この無償譲渡を申し入れた意図や柏原市におけるメリットについても、これまでの参考人聴取から納得できるような話が聞けませんでした。

また、当該跡地を環境事業組合が運動公園等に整備すること、地元地区と交わした平成14年の覚書に反するような、また、このような広大な土地を取得し、今後の維持管理費を柏原市単独で負担するというような重要案件を、地元雁多尾畑地区及び柏原市議会並びに柏羽藤環境事業組合議会に相談や報告をせず、岡本市長が進められた理由や状況についても、これまで納得できるような説明は得られませんでした。

よって当委員会といたしましては、平成22年10月26日の覚書にある財産譲渡については撤回を、また、竜田古道の里山公園維持管理費については、環境事業組合が負担することを、市長から環境事業組合に申し入れていただきたいということを委員の総意として意見がまとまりました。

特別委員会報告（平成24年12月21日柏原市定例会 寺田悦久市議会議員）抜粋

まず、平成18年10月2日、環境事業組合で3市長による管理者会が開かれ、岡本市長からの申し入れにより、第2期最終処分場跡地のうち、公園用地等を柏原市に譲渡すること等が合意されました。次に、その後、この管理者会の合意内容をもとに、平成22年10月26日、土地譲渡の覚書が締結されました。

その翌月12日、この覚書に基づき、環境事業組合において、公有財産の寄附、すなわち柏原市への公園用地の名義変更に必要な書類を、岡本市長を含む3市長押印のもと同月22日に決裁され、環境事業組合から柏原市に手渡され、柏原市が受理しております。

当委員会は、事務手続上の土地の名義の問題ではなく、本市と組合の両者が土地譲渡について公文書を交わし、契約を完了しており、そのことにより公園完成後の維持管理費用が柏原市単独負担となったことを問題といたしております。それを市民にご理解をいただき、よって市民のご負担にならないよう、土地譲渡の問題を白紙に戻していただきたいということでございます。

特別委員会報告（平成 25 年 2 月 19 日柏原市定例会 寺田悦久市議会議員）抜粋

5 月 20 日、北川市長の談話として、岡本市長は、就任して間もない平成 17 年秋ごろに当該処分場跡地の無償譲渡を申し入れられたが、北川市長が、「処分場として重大である。」と慎重な対応を求めたが、強引に欲しいということであったので、無償譲渡の約束をしたということであると話されました。また、この話がなかったら、環境事業組合において組合の事業として以前の約束どおり公園にし維持管理をするつもりであったと、北川市長ははっきりと述べられたわけでございます。

特別委員会報告（平成 25 年 7 月 3 日柏原市定例会 寺田悦久市議会議員）抜粋

今申し上げます北川羽曳野市長談話なるものでございますが、平成 25 年 6 月 11 日付の書面で、北川市長から乾議長宛に届けられたものでございます。当委員会で紹介されましたので、要約してご報告いたします。

平成 17 年秋ごろ、環境事業組合管理者会において、岡本前市長から当該処分場跡地の譲渡について申し入れがあったが、北川市長は、処分場の廃止確認がとれてから決めたい旨の返答をした。

平成 18 年 10 月、管理者会において岡本前市長から処分場の跡地を植栽を中心とした里山的な公園として整備したいので、柏原市に無償で譲渡してほしい、柏原市には N P O 法人があり、その団体にこの土地の整備を行わせたい、そのため、資機材の購入費用や桜の植樹など早急に整備に要する費用が必要であり、公園維持管理費について先行してもらいたいと主張されました。

これに対し北川市長は、公園整備は国庫補助事業でお願いしたい、維持管理費は公園整備後お渡しする旨の意見を述べられた。処分場跡地の公園整備については、環境事業組合と雁多尾畑地区との約束で、当時の議会にも回り、3 市の議員に了解を得た事項であり、組合の責務であった。

次のとおり、岡本前市長からの強い要請があった。1 つ、処分地の跡地は柏原市に無償で譲渡すること。2 つ、今後発生する維持管理費全額の 5,000 万円を前渡しすること。3 つ目、維持管理は柏原市で行うことを合意した等の経過説明に相違ないこと。北川市長名で談話として提出されたわけでございます。

< 中略 >

当委員会は、竜田古道の里山公園については、平成 14 年の覚書のとおり、地元の意向を酌み第 2 期ごみ最終処分場の上面利用として、里山公園として地元に戻元することは当然と考えます。しかし、当初、柏羽藤環境事業組合が事業責任者として、公園維持管理に係る費用を全額負担する責務が、地元説明や議会への相談なく無償譲渡の覚書を平成 22 年に交わし、柏原市単独負担になっていたことが平成 24 年 5 月になって判明したことから、この公園に大きな疑問を持つに至り、100 条調査を開始することになりました。調査によって、平成 18 年に当時の岡本市長が環境事業組合を構成する他の 2 市長に半ば強引に譲渡を申し入れたことや、当該公園の維持管理において、不明朗な N P O 法人の委託料の使われ方やずさんな職員の管理体制等が明らかになったこととなりました。

当委員会の目的は、調査によりなぜ柏原市が単独負担することになったのか等の疑惑を解明することでありましたが、各議員の思いは、当初から柏原市民がいわれのない市民負担を強いられることのないよう覚書を白紙に戻し、公園維持管理費用については環境事業組合において負担していただくと

いうものでございました。

ごみ最終処分場の管理責任は、未来永劫に共同責任者である3市が負うことに変わりはない以上、公園とすることで柏原市1市がその管理責任を負うとする覚書は極めて危険であることから、公園維持管理は柏原市単独負担とする当該覚書は白紙撤回されなければならないものでございます。そのため、他の2市及び環境事業組合に対し、強く訴えるのが当然と考えます。

竜田古道の里山公園については、環境事業組合負担及び責任のもとであれば、整備について主体は問わず、地元雁多尾畑地区の意見を十分反映した公園として、また3市友好のあかしとして、3市民集える、憩える自然豊かな公園にしていいただければと、当委員会は願うものでございます。